次世代育成及び仕事と家庭の両立を支援するための取扱

＜主な制度を抜粋。2020 年 1 月現在＞

三菱重工は
「えるぼし」
「くるみん」
の各認定を
取得しています

出生祝金
※子が出生した際に支給

次世代育成支援金
※第 3 子以上が出生した際に支給

妊娠 ― 出産 ― 満３歳 …… 小　学　生 ― 中学生

チャイルド・プラン休業
積立休暇

不妊治療のための休業を認める制度
・休業期間は，子 1 人(多胎妊娠を含む)の妊娠につき，妊娠するまでの 1 年以内。分割取得する場合は通算 1 年（12 か月）まで複数年に亘って取得可。
・男性，女性ともに取得可能

不妊治療には積立休暇も利用可

妊産婦の母性健康管理

妊娠から子が 1 歳になるまで，例えば以下のような取扱あり。
・母子健康法に基づく保健指導⇒休業可（積立休暇も充当可）
※積立休暇は妻が妊娠中の配偶者も取得可
・妊娠中の通勤緩和
・医師等の指導に基づいた作業制限，勤務時間短縮，休業

産前産後の不就業　8 週間　8 週間　+2 週間

産前産後 8 週間ずつ休業可
妊娠・出産に起因する疾病の場合は，前後に通算 2 週間プラスできます。

出産休暇

妻が出産するとき，出産の前日から出産後 2 週間以内の期間に 5 日以内の範囲で配偶者が取得可能

育児休業
積立休暇（最大 60 日）

・子が 3 歳まで取得可能
・初日から充当に限り積立休暇取得可能

育児勤務

子が中学校入学まで取得可能

仕事と育児の両立支援金

満 3 歳までの子を保育所に預けながら勤務している場合に支給

子の看護等のための不就業

・子が中学校入学まで取得可能
・年 10 日まで取得可能

時間外労働・深夜労働の制限
1 日 8 時間以上の就業を免除

申出があった場合

妊娠中の女性，産後 1 年を経過していない女性，満 3 歳に満たない子を養育する者が申し出た場合に適用されます

小学校就学始期に達するまでの子の養育を行う社員は，申出により「24H/月，150H/年を超える時間外労働の制限」及び「深夜労働の免除」を申請可

在宅勤務（育児勤務と併用可）

時間単位年休／フレックスタイム制度

キャリア・リターン制度（再雇用制度）

出産，育児，転任者転勤などを理由とした退職者に再入社の道を開く制度です